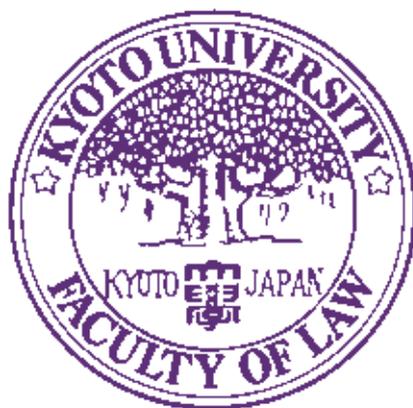


京都大学

Faculty of Law

法学部・法学研究科 概要

K y o t o U n i v e r s i t y
2 0 1 8



Graduate School of Law



目次

法学研究科・法学部の歴史と現状	2
教育目標、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針及び入学者受入れの方針 (ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー)	4
教員名一覧	10
学部開講科目	11
数字に見る学部学生の動向	12
大学院・法政理論専攻	14
大学院・法曹養成専攻(法科大学院)	16

学部生・院生の派遣留学制度	18
国際交流	19
図書室	20
法政実務交流センター	21
国際法政文献資料センター	22
法学会／有信会	23
キャンパス・マップ	24



ご挨拶



法学研究科長・**洲崎 博史**
法学部長

京都大学法学部・法学研究科は、明治32(1899)年に京都帝国大学法科大学が開設されて以来、我が国の法学・政治学研究の中心として、学問の発展に多大な貢献をするとともに、各界に多くの人材を輩出してきました。卒業生・修了生の活躍の場は、学界はもとより、政界、官界、経済界、法曹界、さらには国際機関やジャーナリズムの世界など、多岐に亘っています。それぞれの分野で、卒業生・修了生は指導的な役割を果たすことで、我が国社会、さらには国際社会に多大な貢献をしてきました。

このような学問、そして人材を生み出す背景に、京都大学が基本としてきた自由の学風があることは言うまでもありません。教員、学生が分け隔てなく、自由に討議を重ねる中で、それぞれの思考を磨き、真理に迫ろうとする姿勢こそ、本学部・研究科がもっとも貴重なものとして守ってきたものです。このような姿勢に対しては、外部から不当な圧力が加えられることもありました。大きな犠牲を払いつつも、学問の自由を守り抜いてきたと自負しています。

自由の学風は、ひとりひとりに厳しい自己研鑽を強いるものです。自由は勝手気儘を意味するものではありません。自学自習があつてこそ、有意義な討議が可能となり、学問の発展が可能となります。そのような自学自習を通じて、人間や社会に対する深い洞察力を身につけて欲しいと考えています。

もちろん、自学自習と言っても、勉学や研究の方向が示され、また、自らの状況を確認できることは重要です。本学部・研究科においては、学士課程、修士課程・博士後期課程、専門職学位課程(法科大学院)という3つの教育課程を提供していますが、それぞれの課程ごとにディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを示した上で、それに相応しい段階的なカリキュラムを編成し、それぞれの科目に相応しい授業方法を採用するとともに、少人数クラスやオフィス・アワーなど、教員との直接的な対話を通じて、充実した勉学・研究が可能となるよう配慮しています。

現在、教授が49名、准教授が15名、さらに、主に法科大学院教育にあたる実務家教員が4名、在籍しています。法学・政治学の多様な分野をカバーしており、我が国の法学・政治学研究の中心として恥じない陣容であると自負しています。また、法科大学院制度発足後の法学研究者の養成拠点となるべく、法科大学院を修了して博士後期課程に進学・編入学する院生に対し、特別な支援プログラムを実施するとともに、大学院修士課程に先端法務コースを開設しています。今後とも法学・政治学研究の中心として、今まで以上に我が国社会及び国際社会に貢献したいと考えています。

志ある人々が、本学部・研究科に集い、法学・政治学の発展に貢献し、また、有為の人材として、我が国の社会や国際社会において活躍されることを祈念しています。

1 法科大学 (1899~1919)

法学研究科・法学部の歩みは、明治32(1899)年創設の、京都帝国大学法科大学に始まります。法学研究科・法学部は、それ以来100年以上にわたって、時々の時流に追随することなく、学理を徹底して究明する姿勢を教育・研究の基本に、わが国の法学・政治学における教育・研究の中心的存在としての役割を果たしてきました。

法科大学は、我が国第二の「帝大法科」であり、先発の東京帝大法科の競争者として、教育面において、学生の選択の幅を広げて、「独立自修」の気風を養い、単なる知識習得とは異なる「法的修練」のため、独自の科目編成・演習・試験制度の導入等の取り組みがなされました。

2 旧制法学部 (1919~1949)

大正8(1919)年に学制改革が実施され、法科大学は京都帝国大学法学部に改組され、経済学部との分離もなされました。入学定員は順次拡大され、昭和初期には、毎年500人にも及ぶ学生を受け入れるようになり、多くの卒業生が社会の各方面において活躍するようになりました。教授陣も充実し、独創的な研究成果も次々に発表され、この時期、法学部の評価が大いに高められました。

こうした中で、昭和8(1933)年の京大(瀧川)事件が起こりました。自由主義的言論に対する圧迫が強まる中、瀧川幸辰教授の刑法学説が問題とされ、法学部教授会の反対にもかかわらず、政府による瀧川教授休職処分が強行され、それに対する抗議として、多くの法学部教官が大学を去りました。このような行動を支えたのは、学問の真正な発達、教員人事について、国家の干渉を断固として排除しなければならないという信念であり、瀧川事件での法学部の行動は、大正2・3(1913・1914)年の沢柳事件とともに、我が国における大学の自治の確立に大きく貢献することとなりました。

3 新制法学部 (1949~1992)

京都帝国大学は、昭和24(1949)年に、新制大学である、国立京都大学として生まれ変わりました。法学部も、昭和25(1950)年より、新制の学部生を受け入れ(定員250人)、昭和28(1953)年には、新制の大学院法学研究科を発足させました。

学部の入学定員は、昭和41(1966)年に、330人に増加し、昭和57(1982)年には、350人となりました。その後も入学定員は増加し続け、昭和61(1986)年以降は、定員の臨時増加により、400人から410人の新入学生を受け入れていました。また、大学卒業者、とりわけ社会人のための第三年次編入学制度の導入や外国学校出身者に対する特別選考制度など、多角的な門戸開放を積極的に推進し、社会的要請に応ずるとともに、多様な学生の相互啓発による教育効果の向上に努めてきました。

講座数も、着実に増加し、新しい学問分野に対する教育・研究の充実が図られました。また、昭和54(1979)年には、附属施設として「国際法政文献資料センター」を設置する等の、教育・研究環境の整備も積極的に行われました。

4 大学院の重点化 (1992~2004)

平成4(1992)年の、いわゆる大学院重点化により、これまで学部にあった講座を大学院博士課程に移し、学部教育は大学院の教員が兼担することとなりました。従来39あった学部の講座を21の大講座に再編して研究組織を柔軟化し、実務と積極的な交流をはかりつつ横断的かつ先端的な問題領域に取り組む「総合法政分析大講座」を設けました。高度に専門化した先端的あるいは実務的学問領域にかかる教育は大学院にゆだね、学部教育は基礎的科目に限定して段階的なカリキュラム編成とするように、その教育における役割の明確化が図られたのです。

大学院重点化と同時に、大学院レベルでの教育・研究体制の拡充をめざして、修士課程に法律・政策にかかるプロフェッショナル教育をめざす「専修コース」が新たに設けられました。平成10(1998)年には、実務との交流を一層促進し、実務志向型教育・研究をさらに充実させるために、第二の附属施設として「法政実務交流センター」を設置しました。

5 国立大学の法人化・法科大学院の設置

(2004～)

平成16(2004)年の国立大学の法人化により、これまで国立学校設置法に基づいて設置されていた京都大学は、「国立大学法人京都大学」が設置する京都大学となりました。法学研究科は、同年に抜本的な組織再編を行い、法政理論専攻・国際公共政策専攻及び法曹養成専攻の三専攻体制となりました。従来、研究者養成を担ってきた4つの専攻(基礎法学、公法、民刑事法、政治学)は、法政理論専攻(修士課程入学定員15人、博士後期課程入学定員30人)に改編されました。その後、平成28(2016)年には修士課程に新たに先端法務コース(入学定員6名)が新設され、これに伴い従来の修士課程15名の定員分を研究者養成コースとし、博士後期課程の入学定員も24名に改められました。法政理論専攻は12の大講座により構成されますが、修士課程研究者養成コース及び博士後期課程では、広い視野に立って深い学識を修め、法学・政治学の分野における優れた研究能力と教育者としての資質を涵養すること、修士課程先端法務コースでは、企業法務を中心とする先端的な法的問題に対応できる高度な調査能力と分析・判断能力を備えた専門家として活躍することができる人材を養成することを主な目的としています。

国際公共政策専攻は、それまで教育プログラムとして運営されていた専修コースの趣旨をより明確にするため、組織を改編して設置されたものですが(入学定員30人)、平成18(2006)年には、これを発展的に解消し、経済学研究科と協力して、専門職学位課程である「公共政策大学院」が設けられました。

法曹養成専攻は、1学年160人(平成16(2004)年の創設から平成21(2009)年までは200人)の専門職大学院設置基準に基づく法科大学院(専門職学位課程)です。法科大学院制度は、日本社会の高度化・複雑化・国際化等に対応するための司法制度改革の中心に位置し、大学における法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させる「プロセスとしての法曹養成」という新しい考え方を中核とするものです。

法曹養成専攻の設置との関連において、法政実務交流センターに法科大学院準備部門を設置し、法実務及び行政実務の経験者を任期付のいわゆる実務家教員として任用する制度が設けられました。

このような改革との関連において、法学部教育も変容を受けることとなりました。法学部の学生定員は、平成12(2000)年から1学年360人となっていましたが、きめ細かな学部教育に資するため、平成16(2004)年からこれを330人に縮減するとともに、大幅なカリキュラム改革が実施されました。高度な専門的・技術的分野

の教育は、法曹養成専攻が中心となり、法学部においては、ゼネラリストとして社会の各界で活躍する人材を育成するため、幅広い学識・教養を修得させ、制度・社会に関する基本的知識を教授することに焦点が当てられています。

なお、平成28(2016)年から新しい教員組織を設ける「学域・学系制」が発足し、法学研究科の教員は、教員組織として「法学系」に所属しています。



教育目標、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針及び入学者受入れの方針 (ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー)

学部

〔教育目標〕

京都大学法学部は、自由の学風の下、豊かな教養を涵養し、国家・社会の制度や組織の設計及び運営等に必要な法学及び政治学等の基本的知識の修得並びに思考力、判断力、構想力及び表現力等の育成を図り、グローバルな視野から、法、政治、経済及び社会を多面的かつ総合的に捉え、多様な価値観や文化を尊重し、地球・自然環境に配慮しつつ、多元的な課題の解決に取り組み、人々が協働し共に生きる社会の実現に貢献できる優れた能力と高い志を備えた人材を養成することを教育目標としています。

〔卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)〕

法学部では、このような教育目標に基づいて、次の1に掲げる能力及び資質を修得していることを、2に示す方法で確認し、卒業の認定を行い、学士の学位を授与します。

1. (1) 国家・社会の制度や組織の設計及び運営等に必要な法学及び政治学等の基本的知識を、原理・原則から論理的に体系づけて修得していること。
- (2) (1)に掲げる知識を活用し、グローバルな視野から、法、政治、経済及び社会を多面的かつ総合的に捉え、新しいニーズや取り組むべき課題を自ら見いだして、企画・立案を行い、課題を解決するために必要とされる論理的な思考力、公正な判断力及び創造的な構想力等を身につけていること。
- (3) 様々な分野で、多様な人々と協働し、指導的な役割を果たすために必要なコミュニケーション能力、とりわけ、多様な考え方を的確に整理し、批判的に検討した上で、論拠に基づいて自らの意見を説得的に展開する文章力を身につけていること。
- (4) 学術研究職や高度専門職に進むために共通の前提となる法学及び政治学に関する理論的知識及び調査研究の方法の基礎を修得していること。
- (5) グローバル社会において活躍するために必要な異文化理解能力及び英語その他の外国語を用いたコミュニケーション能力を修得していること。



- (6) 自主・独立の精神に基づいて、自らの将来計画に則り、対話を根幹とする自学自習を行う姿勢及びその方法を身につけていること。

2. (1) 4年(第3年次編入学者は2年)以上在学し、教養科目及び専門科目を履修して、所定の単位を修得した者について、卒業を認定し、学士の学位を授与します。
- (2) 教養科目については、人文・社会科学科目(外国文献講読(法・英)を含む。)及び法学部基礎演習、自然科学科目及び統合科学科目、外国語科目並びに英語関連科目等から、それぞれ所定の単位を修得したことを要件とし、1に掲げる能力及び資質の基盤が形成されていることを確認します。
- (3) 専門科目については、法学及び政治学等の科目から、所定の単位を修得したことを要件とし、1に掲げる能力及び資質を修得していることを確認します。その際、法及び政治を広い視野から多面的かつ総合的に捉える能力を身につけていることを確認するため、基礎法学・政治学及び公法・民刑事法から、所定の単位数を修得することを要件とします。

〔教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)〕

1. 法学部では、このような教育目標を達成するため、次に掲げる方針に基づいて教育課程を編成し実施します。
 - (1) 人間、社会及び自然に対する深い洞察力と人間性を育む教養教育の上に、法学及び政治学等の専門教育を行うことを基本としつつ、各自の将来計画や関心に応じた多様な学修を可能とする4年一貫の学士教育課程を編成します。
 - (2) 教養教育については、国家・社会の制度や組織等の基礎にある人間、社会及び自然に関する知識や見方・考え方をより深く学び、法、政治、経済及び社会を多面的かつ総合的に捉える基盤を形成するために、人文・社会科学科目(外国文献講読(法・英)を含む。)及び法学部基礎演習、自然科学科目及び統合科学科目等を幅広く履修することを求めます。
 - (3) 専門教育については、国家・社会の制度や組織の設計及び運営等に必要な法学及び政治学等の基本的知識を、原理・原則から論理的に体系づけて学修する専門

科目を開講します。これらの専門科目は、法学及び政治学への導入となる入門科目(1回生配当)、法学及び政治学等の基礎的科目(2回生配当)及び発展的科目(3・4回生配当等)に編成し、履修登録単位数の上限により、段階を踏んだ体系的な学修を着実にを行うことを求めます。

- (4) 専門教育において、自ら課題探究を行い、その成果の報告に基づいて自由闊達な討議を行う少人数制の演習科目(3・4回生配当)を開講します。法、政治、経済及び社会を多面的かつ総合的に捉え、新しいニーズや取り組むべき課題を自ら見いだして、企画・立案を行い、課題を解決するために必要とされる論理的な思考力、公正な判断力及び創造的な構想力等や、様々な分野で、多様な人々と協働し、指導的な役割を果たすために必要なコミュニケーション能力を修得するために、演習科目の履修を強く推奨します。
 - (5) 教養教育及び専門教育を通じて、グローバルな視野及び多様な価値観や文化を尊重する姿勢が身につくようにすることを重視します。また、異文化理解能力、外国語を用いたコミュニケーション能力及び国際的な貢献を行う意欲をより高めるために、教養教育における外国語科目及び英語関連科目の履修を求め、英語による専門科目を提供するとともに、在学中の海外留学を奨励します。
 - (6) 専門教育においては、卒業後の進路を見据えて、学術研究職や高度専門職に進む共通の前提となる法学及び政治学に関する理論的知識及び調査研究の方法の基礎を修得できるように配慮します。また、法学及び政治学等に関する知識や能力が現代社会においてどのように活用されているかを学ぶことができるように、実務家教員等が担当する実務的科目及び発展的科目を提供します。
 - (7) 教養教育及び専門教育を通じて、自主・独立の精神に基づいて、自らの将来計画に則り、対話を根幹とする自学自習を行う姿勢及びその方法が身につくようにすることを重視します。そのため、とくに演習科目の履修を推奨するとともに、図書等の充実した学習設備を活用して、学生が自主的な学習会等を行うことを奨励します。
2. 学生が自らの将来計画に基づいて適切な科目履修を行うことができるように、コース・ツリー並びにすべての科目の授業



概要・目的、到達目標、授業計画及び評価方法を明記したシラバスを示します。また、Webシステム等を利用して、授業の事前及び事後の学習の指示や参考文献を示すなどして、学生の自学自習を支援します。

3. 専門科目の成績評価については、長文論述(小論文)形式の筆記試験によることを原則とし、法学及び政治学等に関する基本的知識を確実に修得していること、修得した知識を活用して課題解決等を行うために必要となる思考力、判断力及び構想力、並びに多様な考え方を的確に整理し、批判的に検討した上で、自らの意見を説得的に展開する文章力等を身につけていることを厳格に判定します。

【入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)】

21世紀に入り、地球規模での交流が活発化し、科学技術や産業の革新が進む中、世界も日本も大きな転換期を迎えている今日、広い視野から国家や社会のあり方を深く考え、新たなビジョンを示して、時代を切り拓いていく優れた人材が求められています。

このような要請に応えるため、京都大学法学部は、自由の学風の下、豊かな教養を涵養し、国家・社会の制度や組織の設計及び運営等に必要なる法学及び政治学等の基本的知識の修得並びに思考力、判断力、構想力及び表現力等の育成を図り、グローバルな視野から、法、政治、経済及び社会を多面的かつ総合的に捉え、多様な価値観や文化を尊重し、地球・自然環境に配慮しつつ、多元的な課題の解決に取り組み、人々が協働し共に生きる社会の実現に貢献できる優れた能力と高い志を備えた人材を養成することを教育目標としています。

1. 法学部では、このような教育目標に基づいて編成・実施される教育課程において学び、学位授与の方針に示される知識及び能力等を修得して、様々な分野で指導的な役割を果たすことができるよう、次に掲げる能力・資質等を備える者の入学を期待しています。
 - (1) 国家・社会の制度や組織等の基礎及び背景を理解し、法、政治、経済及び社会を多面的かつ総合的に捉える基盤とするため、人間、社会及び自然に関する基本的知識及び見方・考え方を確実に身につけていること。



- (2) 国家・社会の制度や組織の設計及び運営に携わり、企画立案を行い、課題を解決する基盤とするために、(1)に掲げる知識及び見方・考え方を活用して、多元的な課題を考える思考力、判断力及び構想力等の基本を身につけていること。
- (3) 様々な分野で、多様な人々と協働し、指導的な役割を果たす基盤とするため、多様な考え方を理解し、論拠を示して自らの意見を述べるができる基本的なコミュニケーション能力、とりわけ論理的な文章力の基本を身につけていること。
- (4) グローバル社会において活躍するために必要な英語その他の外国語の基本的な四技能をバランスよく身につけていること。
- (5) グローバルな視野から国家・社会に関する事象に強い関心を持ち、このような事象を本質から理解しようとする知的探求心を有すること。
- (6) 未だ答えのない課題等を自ら見だし、文献や資料等を調査して、徹底して考え抜こうとする自学自習の姿勢を有していること。

2. 法学部では、こうした資質・能力等を備えているか否かを、次のような入学者選抜により判定します。

一般入試選抜においては、5教科8科目又は6教科8科目の大学入試センター試験及び論述式試験を基本とする4教科の個別学力検査等により、上記の(1)から(6)の能力・資質等を総合的に判定します。

特色入試においては、5教科8科目又は6教科8科目の大学入試センター試験及び調査書の成績、日本語と英語の文章を題材とした小論文試験により、上記の(1)から(6)の能力・資質等について、特に(3)(5)及び(6)の能力・資質等を重視して総合的に判定します。

大学院 法政理論専攻

修士課程(研究者養成コース)及び博士後期課程



第一 修士課程(研究者養成コース)

【教育目標】

修士課程(研究者養成コース)は、法学政治学の分野について、広い視野に立った学識を修めるとともに、みずから課題を定めて研究を行い、その研究成果を論文にまとめる能力を培うことを主な目的とする。

【学位の授与に関する方針(ディプロマ・ポリシー)】

1. 所定の年限在学し、研究指導を受け、本研究科が教育と研究の理念及び目的に沿って設定した科目を履修して、所定の単位を修得し、かつ、修士論文を提出して、所定の試験に合格することが、課程修了の要件である。
2. 修士課程(研究者養成コース)の修了は、学位論文が当該分野における学術的意義、新規性、創造性及び論理的整合性等を有しているかどうか、並びに学位申請者が幅広く深い学識を備え、専攻分野における研究能力及び知識、高度な専門性を必要とする職業を担うための優れた能力及び知識を身につけているかどうかをもとに認定する。
3. 研究を進展させる際に、高い倫理性と強固な責任感をもって、自らの研究が人や自然との調和ある共存にかなっているものであるかを検証できていたかどうか、課程修了の際に考慮されるべき重要な点である。

【教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)】

1. 学士課程における学修の成果を発展させて、幅広く深い学識を涵養するとともに、本学の多様かつ高度な学術的研究を背景とした基盤的、先端的な専門知識を修得させ、専攻分野における卓越した研究能力と、高度の専門性を必要とする職業を担う能力を育てることができるよう、教育課程を編成し実施する。
2. 教育課程の実施にあたり、研究の深化を図るとともに、強い責任感と高い倫理性をもってその研究を見つめ、それが人や自然との調和ある共存という目的にかなっているかどうかを絶えず批判的に吟味する力を育てるよう留意する。

【入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)】

本研究科修士課程(研究者養成コース)は、法学政治学の分

野について、広い視野に立った学識を修めるとともに、みずから課題を定めて研究を行い、その研究成果を論文にまとめる能力を培うことを主な目的とする。

その目的に沿って編成された教育課程を修了し、将来、国際通用性を備え、高い倫理性と強固な責任感を持った研究者・教育者、及び高度専門職業人となりうる人材を受け入れるために、法学政治学に関する専門的な学識や外国語文献の読解能力を問う筆答試験、研究者としての資質を直接に確認するための口述試験等を組み合わせた総合的な方法により選抜を行う。また、外国人特別選抜を実施して留学生を積極的に受け入れる。

第二 博士後期課程

〔教育目標〕

博士後期課程は、法学政治学の分野について、みずからの研究計画に基づいて博士論文を完成させるとともに、原理的問題と現代社会への関心を兼ね備えた国際的発信力ある人材となるための高度の研究能力を涵養することを主な目的とする。

〔学位の授与に関する方針(ディプロマ・ポリシー)〕

1. 所定の年限在学し、研究指導を受け、本研究科が教育と研究の理念及び目的に沿って設定した科目を履修して、所定の単位を修得し、かつ、博士論文を提出して、所定の試験に合格することが、課程修了の要件である。
2. 博士後期課程の修了は、学位論文が当該分野における高度の学術的意義、新規性、創造性及び論理的整合性等を有しているかどうか、並びに学位申請者が研究者として自立して研究活動を行い、又は高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍するに足る高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を身につけているかどうかをもとに認定する。
3. 研究を進展させる際に、高い倫理性と強固な責任感をもって、自らの研究が人や自然との調和ある共存にかなっているものであるかを検証できていたかどうか、課程修了の際に考慮されるべき重要な点である。
4. 上記2.及び3.の基準を満たすのみならず、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であると判断される場合には、その旨を示して表彰する。



〔教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)〕

1. 本学の多様かつ高度な学術的研究を背景とした基盤的、先端的な専門知識を修得させ、国際的に活躍できる自立した研究者を養成するとともに、各専門分野において職業的に必要とされる高度に専門的な知識と技術、並びにそれらを統合する能力を備えた、指導的な高度専門職業人を養成するよう、教育課程を編成し実施する。
2. 教育課程の実施にあたり、つぎに掲げることに留意する。
 - (1) 自己の研究を各専門分野において的確に位置づけ、その成果と意義を真に国際的な水準で議論し、研究面での協働体制を構築できる能力を育てる。
 - (2) 学生が、深い学識と卓越した研究能力を基礎として、幅広い視野から自己の研究を位置づけ、「知の体系」を構築できるよう、関連分野に関する幅広い学習が可能となる教育課程を整備し、既成の専門分野にとらわれず、常に進取の精神をもって未踏の分野に挑戦する「知の創造」を目指す素地を形成する。
 - (3) 研究の深化を図るとともに、強い責任感と高い倫理性をもってその研究を見つめ、それが人や自然との調和ある共存という目的にかなっているかどうかを絶えず批判的に吟味する力を育てる。

〔入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)〕

本研究科博士後期課程は、法学政治学の分野について、みずからの研究計画に基づいて博士論文を完成させるとともに、原理的問題と現代社会への関心を兼ね備えた国際的発信力のある人材となるための高度の研究能力を涵養することを主な目的とする。

その目的に沿って編成された教育課程を修了し、将来、国際通用性を備え、高い倫理性と強固な責任感を持った研究者・教育者、及び指導的な高度専門職業人となりうる人材を受け入れるために、法学政治学に関して高度の研究を遂行するにふさわしい豊かな素養と能力を備えた者を選抜する。また、外国人特別選抜を実施して留学生を、さらに、社会人特別選考を実施して法学・政治学に関連のある高度専門職の実務経験を有する者を、積極的に受け入れる。



修士課程(先端法務コース)

〔教育目標〕

法政理論専攻修士課程(先端法務コース)は、企業法務を中心とする先端的な法的問題に対応できる高度な調査能力と分析・判断能力を備えた専門家として活躍することができる人材を養成することを主な目的とする。

〔学位の授与に関する方針(ディプロマ・ポリシー)〕

1. 所定の年限在学し、研究指導を受け、本コースが教育・研究の理念及び目的に沿って設定した科目を履修して、所定の単位を修得し、かつ、修士論文を提出して、所定の試験に合格することが、課程修了の要件である。
2. 修士課程の修了は、学位論文が当該分野における学術的意義、新規性、創造性及び論理的整合性等を有しているかどうか、並びに学位申請者が深く幅広い学識を備え、高度な調査能力と分析・判断能力及び高度に専門的な職業を担うための優れた知識・能力を身につけているかどうかをもとに認定する。
3. 本コースの教育・研究目的及び理念に則って、優れた教養と深い専門的知識を備え、強い責任感と高い倫理性を備えた専門家たり得るかということも、課程修了の認定の際に考慮されるべき重要な点である。

〔教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)〕

1. 自由闊達な教育・研究環境の下で、深く幅広い学識を涵養するとともに、本学の多様かつ高度な学術的研究を背景とした基盤的、先端的な専門知識を修得させ、企業法務を中心とした高度に専門的な職業を担う能力を育てることができるよう、教育課程を編成し実施する。
2. 企業法務を中心とする先端的かつ複雑な法的問題に的確に対応しうる高度な調査能力と分析・判断能力を、体系的な教育課程を通して涵養する。
3. 先端的な問題の解明には、アカデミックな分析手法並びに裁判実務を中心とする法実務及び公共政策に関する理解が不可欠であることから、教育課程の編成・実施に当たっては、このような知見を十分に修得することが可能となるよう留意する。



〔入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)〕

法政理論専攻修士課程(先端法務コース)は、企業法務を中心とする先端的な法的問題に対応できる高度な調査能力と分析・判断能力を備えた専門家として活躍することができる人材を養成することを主な目的とする。

本コースでは、企業等の法務に従事する職業人(弁護士を含む。)や、企業法務などに関心のある大学学部卒業生や外国人留学生など、企業活動を取り巻く先端的な法的問題への高い対応能力の習得を目指す多様な人材を受け入れるために、専門的な学識を問う筆記試験や口述試験等を組み合わせた総合的な方法により選抜を行う。また、外国人特別選抜を実施して留学生を積極的に受け入れる。

専門職学位課程(法科大学院)

〔教育目標〕

京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻(法科大学院)は、理論と実務を架橋する高度な教育を通じて、法の精神が息づく自由で公正な社会の実現のため、様々な分野で指導的な役割を果たす創造力ある法曹を養成することを、目的とする。

この目的のために、本法科大学院では、自主・独立の精神と批判的討議を重んじる本学の伝統を継承し、自由闊達で清新な批判的精神に満ちた教育環境の中で、法制度に関する原理的・体系的な理解、緻密な論理的思考能力、法曹としての高い倫理的責任感を涵養し、社会の抱える構造的な課題や最先端の法的問題に取り組むことのできる総合的な法的能力の育成を図る。

〔学位の授与に関する方針(ディプロマ・ポリシー)〕

1. 本法科大学院では、社会の様々な分野で必要とされる法曹となるにふさわしい優れた教養、専門的な法知識及び高い倫理的責任感を備えた者に、課程の修了を認めて学位を授与する。特に、法制度に関する原理的・体系的な理解、緻密な論理的思考能力、法曹としての高い責任感及び先端的問題の解決に取り組む総合的な法的能力を身に付けたことを重視する。

2. このような観点から、課程修了及び学位授与の要件は次のとおりとする。

- (1) 所定の年限を在学したこと
- (2) 本法科大学院がその教育目標に基づいて設定する所定の教育課程に沿った教育を受けたこと
- (3) 所定の単位を修得し、かつ、基礎科目、基幹科目、実務選択科目、選択科目I及び選択科目IIの各科目群についての必要修得単位が含まれること
- (4) 評点平均について所定の基準を満たすこと

〔教育課程編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)〕

本法科大学院では、その教育目標を実現するため、次に掲げる点を重視して教育課程を編成し、実施する。

- (1) 討議を重視した少人数教育 法制度の多角的な分析を通じて高度の批判的思考能力や法的な対話能力を習得することができるように、双方向・多方向的な討議を重視した少人数教育を行う。特に、必修科目はクラス制による少人数授業とする。
- (2) 法制度に関する原理的・体系的理解と論理的思考能力の涵養 法制度に関する原理的・体系的理解や緻密な論理的思考能力が涵養されるように、基礎科目、基礎選択科目及び基幹科目を段階的・体系的に配置するとともに、基礎科目及び基幹科目を必修とする。
- (3) 理論と実務の架橋 理論と実務の架橋の上に高度な知見を獲得することができるように、基幹科目において理論的な科目と実務的な科目を有機的に組み合わせるとともに、実務選択科目を開設して選択必修とする。また、法律実務の基礎及び法曹倫理に関する科目について、経験豊富な実務家教員が担当する体制を整える。
- (4) 多様な専門性と総合的な能力の向上 法的問題を社会的構造や歴史軸の中で捉える広い視野や、最先端の法律問題に取り組む法的能力を獲得することができるように、選択科目I及び選択科目IIにおいて多様な基礎法学・隣接科目及び展開・先端的科目を開設して選択必修とする。これらの科目については、公共政策大学院との連携も図る。
- (5) 創造的な知的探究心の涵養 創造的な知的探究心を



深め、それを自由に発揮することができるように、リサーチ・ペーパー科目や法政理論専攻との共通科目を充実させ、その履修を推奨する。

- (6) 厳格な成績評価 所定の成績評価基準に基づいて厳格な成績評価及び単位認定を行うとともに、評点平均を用いて進級判定及び修了認定の基準とする。

〔入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)〕

1. 京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻(法科大学院)は、理論と実務を架橋する高度な教育を通じて、法の精神が息づく自由で公正な社会の実現のため、様々な分野で指導的な役割を果たす創造力ある法曹を養成することを、目的とする。この目的の下、本法科大学院では、法制度の役割や人間と社会の在り方に対する強い関心をもって法曹を志し、また、法曹となるにふさわしい優れた素質を備えた学生を求めている。
2. 入学者選抜にあたっては、公平性、開放性及び多様性の確保に重点を置き、大学で法律学を学んだ者に限らず、他分野での専門的知識や社会的経験を有する者も含めて、強い意欲と優れた素質をもった人材を広く受け入れる。そのために、法学既修者枠と法学未修者枠を区別して選抜を実施するとともに、一般選抜以外に、法学部3年次生や他学部出身者・社会人を対象とする特別選抜を実施する。
3. 法学既修者枠の入学者選抜では、書類審査を通じて志願者の学習意欲及び学習態度を把握するとともに、書類審査及び論述式の法律科目試験において、志願者が基本的な法律科目に関する基礎的学識を習得し、法的な思考・判断力、理解・分析力及び表現力を備えているかを判定する。また、法学未修者枠の入学者選抜では、書類審査を通じて志願者の学習意欲・学習態度並びに他分野での専門的学習の成果や社会的経験を把握するとともに、書類審査及び小論文試験または口述試験において、志願者が本法科大学院での履修の前提として要求される論理的思考・判断力、理解・分析力及び表現力を備えているかを判定する。



教員名一覧 (2018年4月1日現在)

法政理論専攻

高木 光	教授
木南 敦	教授
川濱 昇	教授
村中 孝史	教授
浅田 正彦	教授
潮見 佳男	教授
山本 克己	教授
岡村 忠生	教授
洲崎 博史	教授
前田 雅弘※	教授
鈴木 基史※	教授
山本 敬三	教授
北村 雅史	教授
塩見 淳	教授
服部 高宏	教授
伊藤 孝夫	教授
秋月 謙吾	教授
横山 美夏	教授
中西 寛	教授
笠井 正俊	教授
唐渡 晃弘※	教授
酒井 啓亘	教授
土井 真一	教授
毛利 透	教授
建林 正彦	教授
山田 文	教授
高山佳奈子	教授
中西 康	教授
橋本 佳幸	教授
西谷 祐子	教授
待鳥 聡史	教授
安田 拓人	教授
濱本正太郎◇	教授
堀江 慎司	教授
曾我 謙悟※	教授
船越 資晶	教授
森川 輝一	教授
島田 幸典※	教授
鈴木 秀光	教授
仲野 武志※	教授
稲森 公嘉	教授
曾我部真裕	教授
齊藤 真紀	教授
奈良岡聰智	教授
原田 大樹	教授
吉政 知広	教授
近藤 正基	教授
愛知 靖之	教授
佐々木 健	教授
ヒジノ,ケン	准教授
カライスコス,アントニオス	准教授
高谷 知佳	准教授
佐藤 団	准教授
西内 康人	准教授

木村 敦子	准教授
コツイオール,ガブリエーレ	准教授
稲谷 龍彦	准教授
山下 徹哉	准教授
近藤 圭介	准教授
長野 史寛	准教授
島田 裕子	准教授
和田 勝行	准教授
高橋 陽一	准教授
須田 守	准教授

※は公共政策大学院と兼務
◇は国際高等教育院と兼務

法曹養成専攻(法科大学院)

高木 光	教授
木南 敦	教授
川濱 昇	教授
村中 孝史	教授
潮見 佳男	教授
岡村 忠生	教授
洲崎 博史	教授
山本 敬三	教授
北村 雅史	教授
塩見 淳	教授
服部 高宏	教授
伊藤 孝夫	教授
横山 美夏	教授
中西 寛	教授
笠井 正俊	教授
酒井 啓亘	教授
毛利 透	教授
山田 文	教授
高山佳奈子	教授
中西 康	教授
橋本 佳幸	教授
堀江 慎司	教授
曾我部真裕	教授
原田 大樹	教授
吉政 知広	教授
二本松利忠	教授
松本 芳希	教授
小久保孝雄	教授
二ノ丸恭平	教授
平尾 嘉晃	特別教授
増尾 崇	特別教授
小林 章博	特別教授
谷口 哲也	特別教授
国分 貴之	特別教授
赫 高規	特別教授

法政実務交流センター

山本 敬三	教授
二本松利忠	教授
松本 芳希	教授
小久保孝雄	教授
二ノ丸恭平	教授
平尾 嘉晃	特別教授
増尾 崇	特別教授
小林 章博	特別教授
谷口 哲也	特別教授
国分 貴之	特別教授
赫 高規	特別教授
児島 幸良	客員教授
真田 尚美	客員教授
西出 智幸	客員教授
西村 幸満	客員教授
渡辺 徹	客員教授
池上 哲朗	客員教授
竹林竜太郎	客員教授
船越 健裕	客員教授

学部開講科目 (平成30年度)

卒業に必要な単位数

教養科目	人文・社会科学科目群 (外国文献講読(法・英) I・II各2単位を含む) 及び法学部基礎演習	24単位以上
	自然科学科目群及び統合科学科目群	6単位以上
	外国語科目群	24単位以上
	英語8単位(英語リーディング4単位及び英語ライティング・リスニングA・B各2単位) その他の外国語(ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語、スペイン語、イタリア語、朝鮮語、アラビア語のうちいずれか1か国語)16単位以上	
	情報学科目群	6単位まで
	健康・スポーツ科目群	6単位まで(スポーツ実習は2単位まで)
	少人数教育科目群	2単位まで
	キャリア形成科目群(E科目に限る)	4単位まで
	小計	64単位以上
【注意】		
卒業に必要な教養科目の単位の合計64単位以上のうち、8単位以上はE科目に指定されている科目であること。(外国文献講読(法・英) I・II各2単位 計4単位を含む。)		
専門科目	専門科目(演習2単位を含む)	80単位
	合計	144単位



	科目名	配当学年	単位数
基礎法学	法理学	2・3・4	4
	法社会学	2・3・4	4
	日本法制史	2・3・4	4
	西洋法制史	2・3・4	4
	ローマ法	2・3・4	4
	東洋法史	2・3・4	4
	英米法概論	3・4	4
	ドイツ法	3・4	4
	フランス法	3・4	2
	公法	憲法第一部	2・3
憲法第二部		2・3	4
行政法第一部		3・4	4
行政法第二部		3・4	4
租税法		3・4	4
国際法第一部		2・3・4	4
国際法第二部		3・4	4
国際機構法		3・4	4
民法第一部		2・3	4
民法第二部		2・3・4	4
民刑事法	民法第三部	3・4	4
	民法第四部	3・4	4
	商法第一部	3・4	4
	商法第二部	3・4	4
	経済法	3・4	4
	知的財産法	3・4	4
	民事訴訟法	3・4	4
	国際私法	3・4	4
	国際取引法	3・4	2
	労働法	3・4	4
政治学	社会保障法	3・4	2
	刑法第一部	2・3	4
	刑法第二部	2・3・4	4
	刑事訴訟法	3・4	4
	刑事学	3・4	4
	政治原論	2・3・4	4
	政治過程論	2・3・4	4
	比較政治学	2・3・4	4
	アメリカ政治	2・3・4	4
	国際政治学	2・3・4	4
政治学	国際政治経済分析	2・3・4	4
	政治史	2・3・4	4
	日本政治外交史	2・3・4	4
	政治思想史	2・3・4	4
	行政学	2・3・4	4
	公共政策	2・3・4	4

	科目名	配当学年	単位数
1回生 配当科目	法学入門I	1	2
	法学入門II	1	2
	政治学入門I	1	2
	政治学入門II	1	2
	家族と法	1	2
外国文献 研究	外国文献研究(独)	3・4	2
	外国文献研究(仏)	3・4	2
	外国文献研究(英)	3・4	2
経済科目	ミクロ経済学1	2・3・4	2
	ミクロ経済学2	2・3・4	2
	社会経済学1	2・3・4	2
	社会経済学2	3・4	2
	財政学	2・3・4	2
	金融論	2・3・4	2
	経済史1	2・3・4	2
	経済史2	2・3・4	2
	世界経済論	3・4	2
	金融政策	3・4	2
特別科目	経済政策論	3・4	2
	経済統計学	3・4	2
	会計学1	3・4	2
	会計学2	3・4	2
	経済学史	3・4	2
	欧米経済史	3・4	2
	社会政策論	3・4	2
	「破産法」	3・4	2
	「日本政治思想史」	3・4	4
	「外交史」	3・4	4
演習	「Introduction to European Law」	2・3・4	2
	「Japanese Politics from a Comparative Perspective」	2・3・4	2
	「International Criminal Law : An Introduction」	3・4	2
	「現代社会と裁判」	2・3	2
	「現代社会と弁護士」	2・3	2
	「アセット・マネジメントの実務と法」	3・4	2
	「生命保険の実務と法」	3・4	2
	「金融法と銀行実務」	3・4	2
	「信託法の理論と実務」	3・4	2
	「国際企業取引の実務と法」	3・4	2
演習	3・4	2	

数字に見る学部学生の動向

学部入学者数の推移 (1969～2018年度)

年次	定員	入学許可者
昭和44 (1969)	330	330 (2)
昭和45 (1970)	330	338 (15)
昭和46 (1971)	330	334 (11)
昭和47 (1972)	330	335 (17)
昭和48 (1973)	330	331 (13)
昭和49 (1974)	330	330 (18)
昭和50 (1975)	330	330 (18)
昭和51 (1976)	330	336 (8)
昭和52 (1977)	330	329 (15)
昭和53 (1978)	330	337 (17)
昭和54 (1979)	330	329 (14)
昭和55 (1980)	330	330 (16)
昭和56 (1981)	330	333 (34)
昭和57 (1982)	350	350 (33)
昭和58 (1983)	350	350 (40)
昭和59 (1984)	350	350 (30)
昭和60 (1985)	350	350 (49)
昭和61 (1986)	400	400 (54)
昭和62 (1987)	400	413 (69)
昭和63 (1988)	400	426 (69)
平成元 (1989)	400	415 (105)
平成 2 (1990)	400	405 (84)
平成 3 (1991)	410	415 (56)
平成 4 (1992)	410	412 (72)
平成 5 (1993)	410	418 (80)
平成 6 (1994)	400	408 (87)
平成 7 (1995)	400	408 (103)
平成 8 (1996)	400	407 (94)
平成 9 (1997)	400	406 (99)
平成10 (1998)	390	396 (88)
平成11 (1999)	380	392 (97)
平成12 (2000)	360	368 (98)
平成13 (2001)	360	365 (82)
平成14 (2002)	360	367 (103)
平成15 (2003)	360	365 (109)
平成16 (2004)	330	336 (86)
平成17 (2005)	330	333 (65)
平成18 (2006)	330	335 (74)
平成19 (2007)	330	337 (77)
平成20 (2008)	330	336 (75)
平成21 (2009)	330	337 (100)
平成22 (2010)	330	336 (96)
平成23 (2011)	330	338 (80)
平成24 (2012)	330	337 (77)
平成25 (2013)	330	338 (90)
平成26 (2014)	330	335 (87)
平成27 (2015)	330	336 (94)
平成28 (2016)	330	338 (93)
平成29 (2017)	330	340 (106)
平成30 (2018)	330	337 (87)

データは過去50年分に限って掲載しています。

():女子内数

学部卒業者数の推移 (1968～2017年度)

卒業年度	卒業者数
昭和43 (1968)	268 (7)
昭和44 (1969)	284 (5)
昭和45 (1970)	297 (8)
昭和46 (1971)	304 (9)
昭和47 (1972)	371 (14)
昭和48 (1973)	285 (6)
昭和49 (1974)	342 (9)
昭和50 (1975)	301 (16)
昭和51 (1976)	347 (16)
昭和52 (1977)	381 (21)
昭和53 (1978)	347 (13)
昭和54 (1979)	363 (18)
昭和55 (1980)	362 (18)
昭和56 (1981)	382 (11)
昭和57 (1982)	372 (19)
昭和58 (1983)	339 (13)
昭和59 (1984)	376 (18)
昭和60 (1985)	385 (30)
昭和61 (1986)	385 (44)
昭和62 (1987)	351 (29)
昭和63 (1988)	372 (35)
平成元 (1989)	346 (49)
平成 2 (1990)	332 (46)
平成 3 (1991)	384 (55)
平成 4 (1992)	412 (63)
平成 5 (1993)	430 (92)
平成 6 (1994)	399 (82)
平成 7 (1995)	421 (81)
平成 8 (1996)	430 (85)
平成 9 (1997)	435 (102)
平成10 (1998)	389 (79)
平成11 (1999)	402 (87)
平成12 (2000)	422 (107)
平成13 (2001)	424 (108)
平成14 (2002)	459 (114)
平成15 (2003)	592 (153)
平成16 (2004)	461 (120)
平成17 (2005)	410 (127)
平成18 (2006)	426 (118)
平成19 (2007)	355 (102)
平成20 (2008)	393 (94)
平成21 (2009)	354 (94)
平成22 (2010)	335 (83)
平成23 (2011)	362 (80)
平成24 (2012)	339 (80)
平成25 (2013)	336 (108)
平成26 (2014)	350 (86)
平成27 (2015)	351 (76)
平成28 (2016)	336 (96)
平成29 (2017)	325 (90)

データは過去50年分に限って掲載しています。

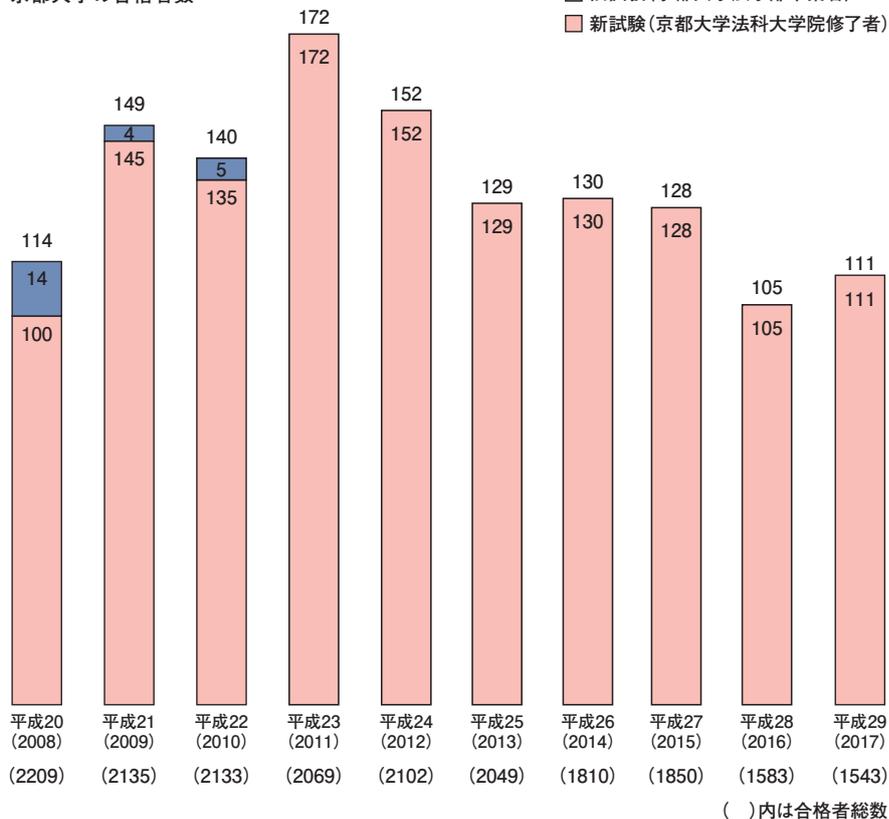
():女子内数

数字に見る学部学生の動向

司法試験合格者数の推移 (2008～2017年度)

京都大学の合格者数

■ 旧試験(京都大学法学部卒業生)
■ 新試験(京都大学法科大学院修了者)



学部卒業生の進路 (2015～2017年度)



- 国家公務員
- メーカー
- 地方公務員
- 運輸・通信・メディア・電力
- 司法修習生
- サービスほか
- ロースクール進学
- 司法試験・公務員・大学院等再受験
- 大学院進学
- その他
- 金融・保険

大学院・法政理論専攻

法政理論専攻修士課程(研究者養成コース)は、法学政治学の分野について、広い視野に立った学識を修めるとともに、みずから課題を定めて研究を行い、その研究成果を論文にまとめる能力を培うことを、同修士課程(先端法務コース)は、企業法務を中心とする先端的な法的問題に対応できる高度な調査能力と分析・判断能力を備えた専門家として活躍することができる人材を養成することを主な目的としています。また、同専攻博士後期課程は、法学政治学の分野について、みずからの研究計画に基づいて博士論文を完成させるとともに、原理的問題と現代社会への関心を兼ね備えた国際的発信力ある人材となるための高度の研究能力を涵養することを主な目的としています。

本研究科には、基礎法学、公法、民刑事法、政治学の4専門研究分野がおかれており、法政理論専攻の大学院生はいずれかの専門研究分野に所属します。修士課程(研究者養成コース)及び博士後期課程の大学院生は、大学院でのスクーリング(外国専門文献の講読・資料調査分析等が行われる)、論文執筆指導等を受けながら、みずからの研究計画を具体化し、研究成果を論文へとまとめることにより、独立した研究者としての修養を重ねていくこととなります。また、修士課程(先端法務コース)の大学院生は、先端的な問題の解明に不可欠な、アカデミックな分析手法、裁判実務を中心とする法実務、公共政策の理解を十分に獲得することが可能となるよう、本コース生の受講を優先する基本科目と、研究者養成コース生と並んで討議する展開科目等を受講し、企業法務を中心とする先端的かつ複雑な法的問題に的確に対応しうる高度な調査能力、分析・判断能力を培っていくこととなります。法政理論専攻のカリキュラムでは、自由選択制を基本とし、院生の自主的研究を尊重する姿勢をとっています。

修士課程(研究者養成コース)(修業年限は2年)は募集人員を15人とし、その入学試験には、学科試験、論文試験および京都大学法学部学生のみを対象とする書類選考の3種類があります。修士課程(先端法務コース)(修業年限は2年)は募集人員を6人とし、その入学試験には、学科試験と、会社、法律事務所、官公庁等に在職している者を対象とした社会人特別選考の2種類があります。また、両コースにそれぞれ外国人留学生に対して特別の入学制度が用意されています。入学後、修士課程での教育を経て、修士論文を提出し、所定の試験に合格した者には、修士(法学)の学位が授与されます。

博士後期課程(修業年限は3年)の入学定員は24人で、法政理論専攻修士課程(研究者養成コース)修了者だけでなく、法曹養成専攻の修了者からの進学者も受け入れる制度となっています。また、他大学で修士課程(もしくは博士前期課程)または専門職学位課程を終えた者や高度専門職の実務経験を有した者に対して編入を認める制度もあります。さらに、外国人留学生については特別選抜もあります。

博士後期課程では、大学院での研究の集大成のため論文を書き上げて公表することが大きな目標となります。博士後期課程での教育を経て、博士論文を仕上げ学位を申請し、所定の試験に合格すれば、博士(法学)の学位が授与されます。博

士の学位の取得を促進・支援するために、年度ごとに院生にその年度における学習状況と博士論文作成に向けた進捗状況を記載した文書を作成させ、これをもとにして個々の院生の研究進捗状況を把握するほか、年に2回、予備審査を経て博士論文審査を受ける機会を設けています。平成18年度からこの制度を導入することにより、申請数・学位付与数のいずれについても顕著な成果が挙がっています。以上のほか、博士(法学)の学位は、学術論文を本研究科に提出して学位を申請し、論文審査および所定の口述試験・語学試験・専門科目試験に合格することにより授与されることもあります(いわゆる論文博士)。

博士後期課程を終えた者は、大学の教職その他の研究職に進路を求めるのが通例です。本研究科は、旧制大学院以来、今日に至るまで、優秀な人材を輩出し、修了者は、国内外において質量両面で研究実績を重ね、すぐれた社会的貢献を行っています。

法政理論専攻の開講科目

基礎法学	日本法史、西洋法史、ローマ法、東洋法史、法理学、法社会学、英米法、ドイツ法、フランス法、中国法
公法	憲法、国法学、立法学、行政法1、行政法2、行政法3、租税法、国際法1、国際法2、国際機構法
民刑事法	民法1、民法2、民法3、民法4、民法5、商法1、商法2、商法3、企業法、経済法、知的財産法、労働法、社会保障法、民事手続法1、民事手続法2、民事手続法3、国際私法、国際取引法、刑法1、刑法2、刑事手続法、刑事学、刑事法政策
政治学	政治学、政治思想史、政治史、日本政治外交史、国際政治学、国際政治経済分析、比較政治学、アメリカ政治、政治過程論、行政学、公共政策

*2単位科目(半期)または4単位科目(通年)として開講されています。



博士学位授与数

	年度	
旧制	大正9年6月以前の学位令によるもの	32 (※28)
	大正9年7月以降の学位令によるもの	94
	旧制計	126 (※28)
新制	昭和42年以前の学位規則によるもの	20 (5)
	昭和43 (1968)	4 (4)
	昭和44 (1969)	1 (1)
	昭和45 (1970)	3 (3)
	昭和46 (1971)	2 (2)
	昭和47 (1972)	2 (2)
	昭和48 (1973)	3 (3)
	昭和49 (1974)	4 (3)
	昭和50 (1975)	3 (2)
	昭和51 (1976)	4 (4)
	昭和52 (1977)	1 (1)
	昭和53 (1978)	3 (2)
	昭和54 (1979)	5 (5)
	昭和55 (1980)	4 (4)
	昭和56 (1981)	5 (5)
	昭和57 (1982)	3 (2)
	昭和58 (1983)	6 (5)
	昭和59 (1984)	2 (2)
	昭和60 (1985)	2 (2)
	昭和61 (1986)	5 (5)
	昭和62 (1987)	6 (4)
	昭和63 (1988)	1 (1)
	平成元 (1989)	1 (1)
	平成2 (1990)	2 (2)
	平成3 (1991)	4 (4)
	平成4 (1992)	8 (7)
	平成5 (1993)	3 (3)
	平成6 (1994)	6 (4)
	平成7 (1995)	7 (2)
平成8 (1996)	8 (7)	
平成9 (1997)	9 (3)	
平成10 (1998)	4 (4)	
平成11 (1999)	14 (6)	
平成12 (2000)	8 (6)	
平成13 (2001)	12 (9)	
平成14 (2002)	7 (5)	
平成15 (2003)	15 (9)	
平成16 (2004)	10 (5)	
平成17 (2005)	7 (2)	
平成18 (2006)	10 (7)	
平成19 (2007)	13 (2)	
平成20 (2008)	21 (0)	
平成21 (2009)	15 (1)	
平成22 (2010)	21 (1)	
平成23 (2011)	20 (5)	
平成24 (2012)	12 (1)	
平成25 (2013)	21 (4)	
平成26 (2014)	19 (5)	
平成27 (2015)	15 (4)	
平成28 (2016)	22 (6)	
平成29 (2017)	11 (3)	
	新制計	417(198)
	合計	543(198)(※28)

(※)は推薦によるもので、内数です。

その他の()は、論文提出によるもので、内数です。

修士課程学生数

年度	定員	入学者	修了
昭和44 (1969)	66	7	11
昭和45 (1970)	74	7	20
昭和46 (1971)	74	6	24
昭和47 (1972)	74	13	15
昭和48 (1973)	74	10	14
昭和49 (1974)	74	17	16
昭和50 (1975)	74	5	15
昭和51 (1976)	74	12	9
昭和52 (1977)	74	8	12
昭和53 (1978)	74	8	7
昭和54 (1979)	74	8	9
昭和55 (1980)	76	15	11
昭和56 (1981)	76	21	16
昭和57 (1982)	76	20	18
昭和58 (1983)	76	25	16
昭和59 (1984)	76	16	23
昭和60 (1985)	76	18	19
昭和61 (1986)	76	12	13
昭和62 (1987)	76	18	12
昭和63 (1988)	76	15	15
平成元 (1989)	76	21	15
平成 2 (1990)	76	22	22
平成 3 (1991)	76	16	21
平成 4 (1992)	90	68	14
平成 5 (1993)	90	66	52
平成 6 (1994)	90	68	53
平成 7 (1995)	90	73	63
平成 8 (1996)	90	68	63
平成 9 (1997)	90	56	60
平成10 (1998)	90	52	54
平成11 (1999)	90	65	46
平成12 (2000)	90	74	68
平成13 (2001)	90	68	64
平成14 (2002)	90	56	64
平成15 (2003)	90	63	57
平成16 (2004)	45	39	63
平成17 (2005)	45	43	41
平成18 (2006)	15	16	46
平成19 (2007)	15	15	15
平成20 (2008)	15	12	18
平成21 (2009)	15	15	12
平成22 (2010)	15	14	14
平成23 (2011)	15	11	15
平成24 (2012)	15	17	11
平成25 (2013)	15	13	15
平成26 (2014)	15	17	12
平成27 (2015)	15	20	17
平成28 (2016)	21	23	19
平成29 (2017)	21	16	20
平成30 (2018)	21	17	

博士課程学生数

年度	定員	入学者数
昭和44 (1969)	33	16
昭和45 (1970)	33	10
昭和46 (1971)	33	14
昭和47 (1972)	37	22
昭和48 (1973)	37	16
昭和49 (1974)	37	14
昭和50 (1975)	37	15
昭和51 (1976)	37	14
昭和52 (1977)	37	9
昭和53 (1978)	37	13
昭和54 (1979)	37	8
昭和55 (1980)	37	9
昭和56 (1981)	37	11
昭和57 (1982)	37	16
昭和58 (1983)	37	22
昭和59 (1984)	37	16
昭和60 (1985)	37	17
昭和61 (1986)	37	18
昭和62 (1987)	37	13
昭和63 (1988)	37	13
平成元 (1989)	37	14
平成 2 (1990)	37	17
平成 3 (1991)	37	20
平成 4 (1992)	37	20
平成 5 (1993)	37	11
平成 6 (1994)	37	22
平成 7 (1995)	37	18
平成 8 (1996)	37	18
平成 9 (1997)	37	26
平成10 (1998)	37	16
平成11 (1999)	37	19
平成12 (2000)	37	12
平成13 (2001)	37	24
平成14 (2002)	37	15
平成15 (2003)	37	16
平成16 (2004)	30	14
平成17 (2005)	30	20
平成18 (2006)	30	18
平成19 (2007)	30	19
平成20 (2008)	30	27
平成21 (2009)	30	14
平成22 (2010)	30	22
平成23 (2011)	30	16
平成24 (2012)	30	18
平成25 (2013)	30	12
平成26 (2014)	30	18
平成27 (2015)	30	21
平成28 (2016)	24	26
平成29 (2017)	24	17
平成30 (2018)	24	21

※新制下のデータは、過去50年分に限って掲載しています。

法曹養成専攻の教育目標は「自由で公正な社会の実現をになう創造力ある法曹の育成」、すなわち、自主・独立の精神と批判的討議を重んじる京都大学の伝統を承継し、自由闊達で清新な批判的精神に満ちた教育環境のなかで、法制度に関する原理的・体系的な理解、緻密な論理的思考能力、法曹としての高い責任感を涵養し、社会の抱える構造的な課題や最先端の法的问题に取り組むことのできる総合的な法的能力を有する人材の育成を図ることに置かれています。

以上の目標を見据えつつ、本専攻では、具体的には、①法制度を多角的に分析し、批判的思考能力や法的対話能力を高めるために討議を重視した少人数教育を行うこと、②実務への確実な架橋は堅固な理論的基礎のうえにのみ可能だと認識のもと、基礎科目・基幹科目の充実に努め、また基幹科目においては理論的科目と実務的科目の有機的編成を行うこと、③最先端の法的问题に取り組む能力や法的諸問題を社会的構造や歴史軸の中にも的確に位置づける広い視野を育成するために、多様な基礎法学・隣接科目及び展開・先端的科目を開設すること、④創造的な能力は自らが創造的な活動に携わることなくしては涵養されないと考えから、密度の高い議論が可能な演習形式の授業の履修とリサーチ・ペーパーの作成を推奨し、また、エクスターンシップなどの実施を通して最先端で活躍する実務家による直接的な指導が受けられる体制を整備することに配慮した教育を行っています。

本専攻のカリキュラムは、理論的部分について、まず基礎知識を固めたうえで応用・実践能力、さらには先端的問題の解決能力を養成し、これと並行する形で実務の基礎教育も行うことにより法曹として活動するために必要な能力が養われるように工夫されており、次のように編成されています。

①基礎科目(11科目28単位)：全科目必修 1年次配当

基本的な法分野について、その理論構造や基礎的概念を理解し、法的思考の基本的枠組みを習得するための科目です(法学既修者は履修を免除)。

・「統治の基本構造」「刑法の基礎」などです。

②基幹科目(18科目36単位)：全科目必修 2・3年次配当

基礎的な法知識を具体的事例に適用するために必要となる法的分析・処理能力を習得するとともに、法曹に要求される基礎的な実務的技能及び倫理観を身につけるための科目です。

・「民法総合」「商法総合」「民事訴訟実務の基礎」「法曹倫理」などです。

③基礎選択科目：選択 未修1・2年次配当

基礎的な法知識を具体的事例に適用する法文書の作成を通じて、基礎科目で習得した法知識を定着させ、その理解を深めるための科目。法学未修者のみ履修することができます。

・「法律基礎科目演習」

④実務選択科目：2単位以上の選択必修 2・3年次配当

法律事務所での研修やシミュレーション等の実習を通じて、法律知識の実践的意義を理解し、実務への移行をよりスムーズなものとするための科目です。

・「民事模擬裁判」「エクスターンシップ」などです。

⑤選択科目I*：4単位以上の選択必修 1～3年次配当

政治学などの隣接領域や基礎法学など、広い視野から法や法実務、さらには法曹の意義や役割を分析することで、人間や社会、法律問題に対する洞察力を深めるための科目です。

・法理学、法社会学、法史学、外国法学、政治学の各分野から科目提供します。

⑥選択科目II*：12単位以上の選択必修 2・3年次配当

実務上重要である多様な法分野に関する基礎的理解を得るとともに、最先端の、あるいは複合的な法律問題を分析することで、法曹としてのより高度な実践的能力を得るための科目です。

・「生命倫理と法」「経済刑法」「知的財産法」などの展開・先端科目、及び、「倒産処理法事例演習」などの演習科目です。

*選択科目I・IIとして提供される科目の一部については、科目を履修したうえで、リサーチ・ペーパー(8千字から1万字程度)を作成・提出して別途2単位を得ることが可能です。

専門職学位課程 (法科大学院)学生数

年度	定員	入学者数	修了
平成17(2005)	200	203	134
平成18(2006)	200	202	189
平成19(2007)	200	203	191
平成20(2008)	200	208	187
平成21(2009)	200	206	192
平成22(2010)	160	166	202
平成23(2011)	160	159	164
平成24(2012)	160	170	160
平成25(2013)	160	162	153
平成26(2014)	160	161	148
平成27(2015)	160	156	139
平成28(2016)	160	155	133
平成29(2017)	160	157	129
平成30(2018)	160	158	

法曹養成専攻(法科大学院)授業科目

基礎科目

統治の基本構造、人権の基礎理論、行政法の基礎、刑法の基礎1、刑法の基礎2、刑事訴訟法の基礎、財産法の基礎1、財産法の基礎2、家族法の基礎、商法の基礎、民事訴訟法の基礎

基幹科目

公法総合1、公法総合2、公法総合3、刑法総合1、刑法総合2、刑事訴訟法総合1、刑事訴訟法総合2、民法総合1、民法総合2、民法総合3、商法総合1、商法総合2、民事訴訟法総合1、民事訴訟法総合2、民事法文書作成、刑事訴訟実務の基礎、民事訴訟実務の基礎、法曹倫理

基礎選択科目

法律基礎科目演習A、法律基礎科目演習B

実務選択科目

弁護士実務の基礎、刑事弁護実務演習、民事弁護実務演習、検察実務演習、会社法実務演習、刑事裁判演習、民事裁判演習、刑事模擬裁判、民事模擬裁判、ビジネス法務調査とプレゼンテーション、エクスターンシップ1、エクスターンシップ2、海外エクスターンシップ

選択科目I

法解釈学の歴史と方法、現代正義論、法律家のための経済学入門、法の経済分析、法解釈の方法、法政策分析、近代日本の社会変動と法1、近代日本の社会変動と法2、西洋法史、ローマ法の現在、伝統中国の法と裁判、アメリカ法、現代ドイツ法政理論、フランス法、EU法、国際政治の中の日本外交、地方自治体における政策形成、都市・地域計画

選択科目II

生命倫理と法、情報法、現代立法論、地方自治法制、現代の行政法制、環境政策と法、環境法、租税法1、租税法2、国際法1、国際法2、国際経済法、国際人権法、経済刑法、刑事制度論、刑事司法・警察行政、消費者法、現代契約法、金融担保法、医事法、医療訴訟の現状と課題、現代商取引法、保険法、証券取引の法規制、金融サービス規制法、企業・金融取引と私法法制、経済法1、経済法2、競争政策と法、知的財産法1、知的財産法2、特許法特論、倒産処理法1、倒産処理法2、民事執行・保全法、ADRと法、国際私法1、国際私法2、国際民事手続法、国際取引法、労働法1、労働法2、社会保障法、労災補償と労働者福祉、労使関係と法、企業法務1、企業法務2、中国企業取引法、ファイナンスの法と理論、M&A法制、信託法、環境法事例演習、租税法事例演習、債権回収事例演習、知的財産法事例演習、特許法事例演習、倒産処理法事例演習、労働法事例演習、経済法事例演習、渉外契約演習、憲法理論演習、行政法理論演習、刑法理論演習、刑事訴訟法理論演習、民法理論演習、商法理論演習、民事訴訟法理論演習、租税法理論演習、経済法理論演習、知的財産法理論演習、国際私法理論演習、国際取引法理論演習、労働法理論演習、English Presentation、Professional Writing、Introduction to European Private Law、外国法演習3、外国法演習A、外国法演習B



【学習室、自習室について】

法科大学院には、院生のための特別の学習室が設けられています。500席近くのキャレル・デスクが用意され、原則として午前8時30分から午後11時45分まで開室しているほか、無線LANに対応したパソコンを持ち込むことで、インターネットを通じた法律情報検索サービスなどを享受できます。また、併設されている開架資料室には、公式判例集、判例を掲載する雑誌、主要な法律雑誌、基本的な法律図書が配架されており、自ら勉強するための充実した環境が整備されています。



学部生・院生の派遣留学制度

留学生の交流は、相互の教育・研究水準を高めるとともに、国際理解・国際協調の精神の醸成、推進に大きな役割を果たしています。

留学に関する諸制度については、京都大学のホームページ上に「国際交流・留学支援」に関するウェブサイトが<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/international/>にありますので、参考にしてください。

授業料等を不徴収とする 大学間学生交流協定校への派遣留学について

学部生・院生を問わず、京都大学に籍を置いたまま、京都大学と学生交流協定を結んでいる世界各国の大学に留学することができます。この制度は、おおむね1年以内の1学期または複数学期、協定校で教育を受けて単位を取得し、または研究指導を受けるものです。毎年、4月に募集を行い、書類選考および必要に応じ面接を行うことにより、派遣留学生を決定します。

その際には、京都大学の授業料を納めることにより、当該大学の授業料は免除されます。学業成績は京都大学に送られてきますので、その結果によって京都大学で単位を取得したものと扱われる可能性も開かれています。

短期留学推進制度について

この制度は、大学間の学生交流協定等に基づき海外の大学へ派遣される学生に対して日本学生支援機構(JASSO)が奨学金を支給することにより、諸外国の大学との留学生の交流を一層拡充することを目的として設けられたものです。採用人数が限られているため、学内公募はせず、大学間交流協定に基づく留学者の中から選考します。

大学間学生交流協定に基づく交換留学生の受入れについて

京都大学と学生交流協定を結んでいる世界各国の大学に在籍する学部学生を一年間の短期留学生として京都大学に受け入れるものです。

KUINEP(Kyoto University International Education Program)留学生は英語で講義される全学共通科目を中心に履修することになりますが学部の専門科目を履修する場合もあり、いずれも本学学生とともに講義を受けます。(ただしKUINEPの授業は平成28(2016)年度に終了しました。)

外国人留学生数

平成21年度 課程別	学部 学生	大学院		研究生	その他	計
		修士	博士			
国費	1	4	5	1		11
私費	2	15	20	6	1	44
KUINEP					1	1
計	3	19	25	7	2	56

平成22年度 課程別	学部 学生	大学院		研究生	その他	計
		修士	博士			
国費	1	2	7	2		12
私費	2	20	20	4	4	50
KUINEP					4	4
計	3	22	27	6	8	66

平成23年度 課程別	学部 学生	大学院		研究生	その他	計
		修士	博士			
国費		1	6	4		11
私費	3	20	23	7	1	54
KUINEP					1	1
計	3	21	29	11	2	66

平成24年度 課程別	学部 学生	大学院		研究生	その他	計
		修士	博士			
国費		2	6	4		12
私費	2	14	23	4	1	44
KUINEP					4	4
計	2	16	29	8	5	60

平成25年度 課程別	学部 学生	大学院		研究生	その他	計
		修士	博士			
国費	1	3	6			10
私費	1	11	21	2		35
KUINEP					4	4
計	2	14	27	2	4	49

平成26年度 課程別	学部 学生	大学院		研究生	その他	計
		修士	博士			
国費	1	3	6	1		11
私費	1	11	19	6	2	39
KUINEP					7	7
計	2	14	25	7	9	57

平成27年度 課程別	学部 学生	大学院		研究生	その他	計
		修士	博士			
国費	2	2	6	4		14
私費		22	14	8	2	46
KUINEP					2	2
計	2	24	20	12	4	62

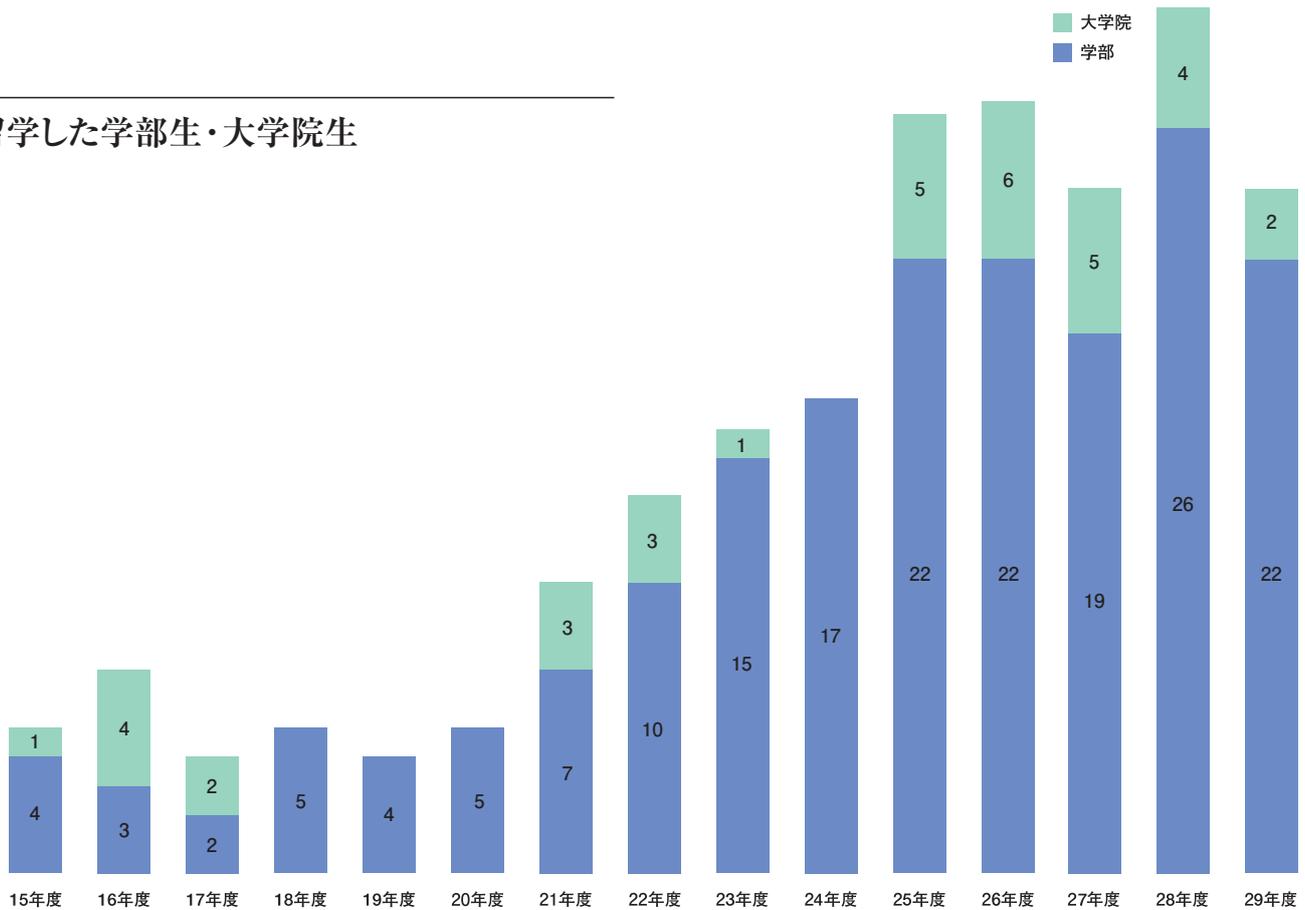
平成28年度 課程別	学部 学生	大学院		研究生	その他	計
		修士	博士			
国費	3	4	3	2		12
私費		26	20	6	1	53
KUINEP					4	4
計	3	30	23	8	5	69

平成29年度 課程別	学部 学生	大学院		研究生	その他	計
		修士	博士			
国費	3	5	3	1		12
私費		21	14	5	5	45
KUINEP					2	2
計	3	26	17	6	7	59

平成30年度 課程別	学部 学生	大学院		研究生	その他	計
		修士	博士			
国費	4	3	5			12
私費		20	20	4	2	46
KUINEP					7	7
計	4	23	25	4	9	65

*すべて5月1日現在の数です。その他(私費)とは、研修員、特別研究生及び特別聴講学生を指します。KUINEPは平成9年度後期より開始。

留学した学部生・大学院生



部局間学術交流協定締結状況

機 関 名	国・地域名	締結年月
マックス・プランク外国私法および国際私法研究所 Max-Planck-Institut für ausländisches und internationales Privatrecht	ドイツ連邦共和国	2008年9月
国立政治大学法学院 國立政治大學法學院	台湾	2008年9月
国立台湾大学法律学院 國立臺灣大學法律學院	台湾	2008年9月
フランス政治学財団(シアンズ・ポ) Sciences Po	フランス共和国	2008年11月
フランクフルト・アム・マイン ヨハン・ヴォルフガング・ゲーテ大学法学部 Johann Wolfgang Goethe-Universität Frankfurt am Main, Fachbereich Rechtswissenschaft	ドイツ連邦共和国	2009年8月
清華大学法学院 清华大学法学院	中華人民共和国	2010年5月
ユーリウス・マクシミリアン・ヴェルツブルク大学法学部 Julius-Maximilians-Universität Würzburg, Juristische Fakultät	ドイツ連邦共和国	2011年3月
世界銀行法務部 Legal Vice Presidency of the World Bank	アメリカ合衆国	2011年9月
ケンブリッジ大学アジア・中東学部 University of Cambridge, Faculty of Asian and Middle Eastern Studies	連合王国	2016年2月
エネルギー憲章事務局 Energy Charter Secretariat	ベルギー王国	2016年11月
台湾法官学院 台灣法官學院	台湾	2017年5月
ハンブルク大学法学部 Universität Hamburg, Fakultät für Rechtswissenschaft	ドイツ連邦共和国	2018年3月

図書室のあゆみ

図書室は、明治32(1899)年9月京都帝国大学法科大学図書室として開設され、爾来百十余年に及ぶ歴史をもっています。

明治35(1902)年11月、まだ附属図書館の分館であった頃から、分館主任と法科大学図書購入主任のもとに独立した図書室の機能をもっていました。

大正5(1916)年には、「赤レンガ」の通称で、その後長く親しまれた煉瓦造2階建の建物が築かれ、法科大学の研究室・図書室として使用されました。

大正8(1919)年には、法科大学が法学部に改組され経済学部が創設されるに際して、それまでの図書は経済学部との共同管理のもとに置かれることになりました。昭和4(1929)年の新分類体系への移行などは、この法経両学部の協力体制のもとで実現しました。しかし、昭和恐慌による経済事情悪化の波を大学図書館も免れず、外国図書・雑誌購入に著しい支障をきたし、重複購入の整理などを余儀なくされました。

また第二次世界大戦の末期から数年間には、図書購入ははなはだ減少し、図書館職員も応召によって激減、数名で運営せざるをえませんでした。戦火を避けるために、目録カードを今なお残る地下通路に運び込むといったような、苦難の時期を経験したのです。しかし職員の苦心と幸運の甲斐あってか、戦禍に巻き込まれずに済み、第二次世界大戦以前には東洋一とも呼ばれた、法学・政治学の蔵書水準を維持することができました。



昭和24(1949)年5月31日、国立大学設置法公布により、新制京都大学法学部が出発しました。職員が復員するなか、図書館業務にも往時の活気が蘇りました。昭和43(1968)年1月には、従来図書掛の1掛だったのが、整理掛と閲覧掛とに二分され、事務分掌の整理が行われました。

昭和47(1972)年には、書庫の狭隘化、図書室機能の充実等諸般を考慮して、「赤レンガ」旧館を取り壊し、その跡地に地上5階、地下1階建ての建物(法経北館)が完成しました。この建物は、法経両学部の図書室、法学部の研究室として利用され、また、その中の地上7層・地下2層の書庫を階層による区分にしたがって経済学部と共用しています。

その後も図書室利用資格の拡充、開室時間の延長、目録・貸出業務の機械化など、時代のニーズに機敏に対応し、また、法学・政治学分野のオンライン・データベースを導入してIT時代の学術情報にも対応しながら、図書室業務の充実に努めてきました。

平成25(2013)年7月には、本学の事務組織改編に伴い、整理系業務の一部が本部構内(文系)共通事務部に移管されるとともに、それまでの整理掛と閲覧掛の2掛が、図書掛の1掛に再統合されました。現在は共通事務部と連携しながら、従来のサービス内容を維持できるよう努めています。

蔵書と特殊文庫

100年を越える図書室のあゆみは、大学図書館の歴史そのものといっても過言ではないでしょう。平成30(2018)年3月現在、蔵書数は和書約31万8千冊、洋書約39万9千冊、合計約71万7千冊に達しています。その構成は法律学・政治学の全分野にわたるもので、その資料的価値は全国屈指ともいわれています。

またそのなかには内外に誇るべき特殊文庫として、次のようなものが含まれています。

- ・ Hatschek文庫(公法学関係を中心に2,100余冊)
- ・ Thaner文庫(教会法関係を中心に2,600余冊)
- ・ Tuhr文庫(民法学関係を中心に1,900余冊)
- ・ Jescheck文庫(刑事法関係を中心に500余冊)
- ・ 小早川文庫(日本法制史関係を中心に2,000余冊)

これらの貴重かつ潤沢な蔵書が、各方面の研究・教育に今後益々利用されるとともに、法学・政治学の発展の一翼を担うことを願わずにはられません。

<https://www.kulib.kyoto-u.ac.jp/lawlib/>

沿革と目的

日本社会の急激な国際化と高度化は、次々と新しい法律問題をもたらすとともに、従来の行政スタイルに大きな転換を迫っています。このように法律・行政実務がますます複雑多様化しつつあるなかで、大学における法学・政治学の教育研究も、これら一連の変化に対応するべく、その再編拡充を行ってきました。

法学研究科では、平成4(1992)年の大学院重点化以降、実務の分野とも積極的な交流をはかってきました。専攻横断的で先端的な問題領域に取り組む「総合法政分析大講座」を設置して、実務家と研究者との交流を推進するとともに、高度の専門的知識をもち総合的な分析・判断能力を備えた職業人の養成・再教育を目的とする「専修コース」を大学院修士課程に設けることで、大学と社会との交流、大学院の活性化をめざしてきました。

法政実務交流センターは、平成10(1998)年4月に法学研究科附属施設として新設され、専修コースと総合法政分析講座の運用経験をふまえて、実務との交流をより一層促進するだけでなく、広く法学・政治学の教育研究の向上に寄与することをめざしてきました。

平成14(2002)年度には、法科大学院の設置に備え、法科大学院準備部門を設けて実務家教員を配置し、理論と実務を架橋する教育の本格的な開始に備えました。

平成16(2004)年度から、法科大学院の教育が開始され、また、平成18(2006)年度から、専門職大学院として公共政策教育部が発足し、これらとの連携活動が重要となっています。

組織

本センターは、センター長のほか、教授4人の専任教員および実務家から任用する特別教授6人・客員教授8人で構成され、各年度ごとに組織する共同プロジェクトの推進に必要な非常勤講師や協力研究員を法曹界・行政機関・企業等の実務界から委嘱しています。法科大学院との関係では、実務家教員を配した準備部門を設け、その協力講座となっています。

活動

本センターの研究活動は、共同プロジェクト方式を通じて、法律実務と行政実務に関する最新の問題事例を重点的に取り上げて多面的に分析し、総合的な対応策を検討することを中心としています。また、法務・行政に関する活きた実務情報を高度な技法を用いて迅速かつ継続的に収集処理することで、法学研究科・法学部の教育研究に必要な実務情報を提供し、さらに関

連機関・組織との情報交換ネットワークを構築することもめざしています。

これらの活動を基礎として、本センター教員は、①法科大学院に「民事法文書作成」、「刑事訴訟実務の基礎」、「民事訴訟実務の基礎」、「法曹倫理」、「弁護士実務の基礎」、「民事弁護士実務演習」、「検察実務演習」、「会社法実務演習」、「刑事裁判演習」、「民事裁判演習」、「刑事模擬裁判」、「民事模擬裁判」、「ビジネス法務調査とプレゼンテーション」、「経済刑法」、「医療訴訟の現状と課題」、「債権回収事例演習」、「労働法事例演習」、②法学研究科法政理論専攻に「国際政治学特殊講義」、「政治過程論特殊講義」、③公共政策大学院に「国際政治と日本外交」、「地域の福祉・支援提供体制——制度・組織・人」、④学部専門科目に「現代社会と裁判」、⑤全学共通科目に「民事・家事紛争の解決方法」、「民事手続の基礎」、「刑事手続の基礎」、「裁判制度入門」、「民事裁判入門」、「刑事裁判入門」など、多くの授業を提供しています。

活動実績

平成27(2015)年度

霞が関特別講演「最前線の行政官が語る霞が関」

平成27年4月16日、23日、5月21日、28日、6月4日、11日 各回13時30～15時40分
警察庁・防衛省・国土交通省・内閣府・財務省・法務省・文部科学省・外務省・厚生労働省・経済産業省・農林水産省・総務省の12省庁

フォーラム 「刑事裁判雑感」

平成28年2月19日 15時～16時30分

フォーラム 「弁護士の懲戒手続きをめぐって」

平成28年3月1日 15時～16時30分

平成28(2016)年度

霞が関特別講演「最前線の行政官が語る霞が関」

平成28年4月14日、21日、28日、5月19日、26日、6月9日 各回13時30～15時40分
総務省・財務省・国土交通省・外務省・防衛省・環境省・厚生労働省・警察庁・文部科学省・経済産業省・農林水産省・法務省の12省庁

霞が関特別講演「最前線の行政官が語る霞が関」

平成28年11月18日、25日、12月2日 各回13時30～15時40分
公正取引委員会・国税庁・環境省・金融庁・人事院・内閣府

フォーラム 「検察雑感」

平成29年3月1日 15時～16時30分

フォーラム 「民事保全法12条1項の『本案の管轄裁判所』について」

平成29年3月16日 15時～16時30分

平成29(2017)年度

霞が関特別講演「最前線の行政官が語る霞が関」

平成29年4月20日、27日、5月11日、6月8日、15日 各回13時30～15時40分
総務省・財務省・内閣府・環境省・警察庁・金融庁・外務省・防衛省・文部科学省・特許庁の10省庁

霞が関特別講演「最前線の行政官が語る霞が関」

平成29年10月5日、12日、19日 各回13時30～15時40分
外務省・防衛省・公正取引委員会・財務省・国税庁・金融庁

フォーラム 「弁護士職務基本規程の改正の議論について」

平成30年2月20日 15時～16時30分

フォーラム 「裁判官生活を振り返って——司法研修所における人材育成の取組を中心として」

平成30年3月6日 15時～16時30分

沿革と目的

本センターは昭和54(1979)年設立以来、主に三つの活動をおこなってきました。

第一に、欧米主要国の議会、立法過程資料、政治第一次資料や国際的な法律・政治に関する基礎的資料を収集し、それを学内外の研究者・学生に提供しています。とりわけイギリスの議会資料については網羅的に収集しており、学内外で多く利用され、また18世紀フランス革命以後の法令や議会文書を収録した官報やアメリカ議会資料なども所蔵されています。

第二に、学内外の研究者・学生からの法学・政治学文献の情報検索や文書入手の要請に応じて文献調査の支援をおこなうとともに、学部学生・大学院学生・研究生に対しては、法律情報検索法について情報提供するなどの研究・勉学支援活動をおこなっていましたが現在停止して、あり方を検討しています。

第三に、学内外の学生に対し、法律や政治学に関する情報リテラシー教育の一端を担うべく、センターのホームページにおいて、外国の法律政治行政資料の調べ方を教示した手引書をはじめ、外国文献所在情報データベースや外国法律文献ツールを作成し提供しています。これらは、インターネットを通じて全国に情報提供されており、全国の学生や教員などの勉学・研究向上に寄与しています。

ホームページで提供しているデータベースおよび文献検索ツール

『外国の法律・政治行政資料の調べ方・文書の入手方法』

国際機関文書等の国際法政治関係資料、英独仏をはじめとする主なヨーロッパ諸国のほか、アメリカ、カナダ、オーストラリアなど主な西洋諸国、ブラジルなど中南米諸国、さらに中国や韓国をはじめとする東アジア諸国や東南アジア諸国など、世界各国の法律政治情報および国際機関文書の調べ方や文書入手方法を解説したもので、文献検索手引としてセンターが学内外の法学系学生に対する勉学支援と法律・政治学情報リテラシーの向上を目的として提供しているものです。

『日本の法律・政府行政文書の調べ方』

上記『外国の法律・政治行政資料の調べ方・文書の入手方法』の日本版です。

『外国政治・立法過程第一次資料の所在情報と所蔵先の大学図書館』『外国の政治・立法・行政・社会関係第一次文献(マイクロ資料)全国所蔵情報』

全国の大学に所蔵されている外国の政治・立法過程第一

次文献(外交文書など政府資料、議会文書、国際関係資料、政党や政治・社会運動から生まれた記録的資料など)についてその所在情報と文献内容・書誌情報を収録したデータベースです。

『法律・政治学外国雑誌論文テキストをネットで入手できる電子ジャーナル等』

大学院生や教員が、外国の法律および政治学雑誌論文を、ネット上の各種データベースを通じて読めるように収録状況を整理したリストです。電子ジャーナルおよび論文データベースを含みます。

『国際条約の通称や略称から正式名&条約本文を入手する』

このデータベースでは、国際条約の略号からそのフル・タイトル、条約文テキスト、および条約の批准状況や関係情報などを調べることができます。

『諸外国の公的機関および国際組織の Websites』

国連などの国際的諸機関や外国の政府機関など、公的組織や団体の名称(略号も含む)から、その組織に関する情報や文書を入手できるWEBサイトを調べたい場合に利用できます。

『欧米各国の判例集・裁決集・法令集等の略号』などの補助ツール

利用案内

国際法政文献資料センターの所蔵資料の閲覧、または一時貸出による複写等は、法学部図書室閲覧室カウンターを通じておこなっています。本学の教員、元教員だけでなく、国公私立大学の教員・大学院生、および各種研究機関の研究者のほか、センター長が認めた者なら誰でも利用することができます。



法学会

京都大学法学会の淵源は、20世紀最初の年、明治34(1901)年2月11日に設立された「政法協會」に遡ります。同協会は、明治39(1906)年に「京都法學會」と改称し、現在では、京都大学法学部と法学研究科の教員および元教員、学生、卒業生を会員とした研究科全関係者のための学術団体として、会員間の知識の交換を図り、学問を通じて相互の親睦を深めることを目的としています。

法学会の主な事業の一つは、学術雑誌「法學論叢」の刊行です。「法學論叢」は、「本邦ノ法学界ニ一新紀元ヲ作りタルノ大雑誌」といわれた政法協會時代の「法律學經濟學内外論叢」の流れをくむもので、その後「京都法學會雑誌」と改題されましたが、大正8(1919)年に法学部から経済学部が分離独立した後は「法學論叢」となり、現在に至っています。「法學論叢」は、法学研究科教員と院生の執筆した研究論文や各種資料を掲載する法律学・政治学の学術専門誌で、その水準の高さはひろく承認されているところです。最近、法科大学院が開設されたこともあり、「法學論叢」の良き伝統を継承しながら、法学教育により直接的に役立てるため、判例・立法の研究などを掲載する機会も増えています。「法學論叢」は、原則として月1回、年12回発行され、会員には無料で配布されます。

法学会のもう一つの事業は、毎年春と秋に行われる学術講演会です。この講演会は、長期の在外研究から帰国した教員、定年を控えた教員、あるいは最近本研究科に赴任した教員などが、その研究成果に基づく話を行うものです。これは、一般市民にも開放されていますが、学生が、学問研究の実際に親しく触れることができる場になっています。



有信会

京都大学有信会は、京都大学法学部・大学院法学研究科の卒業生、学生、教員、元教員からなる親睦団体であり、在学生も含んで拡大された京都大学法学部・法学研究科同窓会ともいうべきものです。同会は、大正10(1921)年4月、法学会から分離して別個の組織として発足しました。その名称は儒教の五倫の一つである「朋友有信(朋友に信あり)」からとられたもので、織田萬の命名によります。

大正15(1926)年10月に、本学大ホールおよび京都市公会堂において第1回汎有信会大会を開催し、それ以来、戦時期など一時の中断を見たものの、原則として3年ごとに京都で、全会員の集いとして、汎有信会大会を開催してきました。このほか、新入生・卒業生の歓送迎会、旅行・見学などの活動が戦前から続けられてきました。昭和18(1943)年には有信会歌の制定もあり、戦後昭和29(1954)年からは、卒業生をも含めた全会員の交流の絆として、「有信会誌」(平成23(2011)年からは年2回)を刊行しています。現在でもこれらの活動は受け継がれており、毎年の有信会誌の発行、新入生歓迎会、教員学生親睦旅行、先輩会員の講演会などの開催のほか、卒業アルバムの製作にも携わっています。

大学をめぐる環境がめまぐるしく変化する昨今の情勢に対応して、大学と卒業生とのつながりをより密にすべく、有信会は平成14(2002)年11月10日の汎有信会大会にて、全国組織化しました。その一方、有信会には、東京、近畿、東海、広島、福岡の各支部があり、北海道には連絡所があって、それぞれの支部等においても、定期的に総会が行われています。

<http://www.yushinkai.gr.jp/>



キャンパス・マップ



法学部・法学研究科 概要 2018年版

発 行 2018年 8月

発行者 法学研究科広報委員会

〒606-8501 京都市左京区吉田本町

Tel.(075)753-3102

<https://law.kyoto-u.ac.jp/>

京都大学
法学部・法学研究科
●
概要

